

法令 No.7 使用者等の義務①

第 52 回 (2007 年)

問 18 管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないものについて、被ばく線量の測定に係る線量として告示（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）に定められている実効線量は、次のうちどれか。

- 1 1 マイクロシーベルト 2 10 マイクロシーベルト ③ 100 マイクロシーベルト
4 1 ミリシーベルト 5 5 ミリシーベルト

問 19 放射性同位元素による汚染の状況の測定が、1 月を超えない期間ごとに 1 回行うこととして、放射線障害防止法上定められている場所の組合せは、次のうちどれか。

- A 汚染検査室 B 管理区域の境界 C 廃棄物貯蔵室 D 作業室
1 ABC のみ ② ABD のみ 3 ACD のみ 4 BCD のみ 5 ABCD すべて

問 20 放射線障害予防規程に記載すべき事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

- A 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者に関する職務及び組織に関すること。
B 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。
C 放射線障害を受けた者に対する健康管理及び補償に関すること。
D 危険時の措置に関すること。
1 ABC のみ ② ABD のみ 3 ACD のみ 4 BCD のみ 5 ABCD すべて

問 21 健康診断に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射線業務従事者に対し、初めて管理区域に立ち入る前に行わなければならない。
B 放射線業務従事者については、管理区域に立ち入った後は 6 月を超えない期間ごとに行わなければならない。
C 問診は放射線の被ばく歴の有無について行わなければならない。
D 管理区域に立ち入った後の眼の検査又は検診は、医師が必要と認めた場合に限り行えばよい。
1 ABC のみ 2 ABD のみ ③ ACD のみ 4 BCD のみ 5 ABCD すべて

問 22 放射線発生装置に係る管理区域に立ち入る者の特例に関する次の文章の(A)～(C)に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「放射線発生装置の運転を工事、改造、修理若しくは点検等のために(A)以上の期間(B)する場合における当該放射線発生装置に係る管理区域又は放射線発生装置を当該放射線発生装置に係る管理区域の外に移動した場合における当該管理区域の(C)(外部放射線に係る線量が文部科学大臣が定める線量を超え、空気中の放射性同位元素の濃度が文部科学大臣が定める濃度を超え、又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が文部科学大臣が定める密度を超えるおそれのない場所に限る。)については、管理区域でないものとみなす。」

- | | (A) | (B) | (C) |
|---|-------|-------|--------|
| ① | 7 日 | 停止 | 全部又は一部 |
| 2 | 10 日 | 停止 | 全部 |
| 3 | 7 日 | 制限 | 全部又は一部 |
| 4 | 10 日 | 制限 | 全部 |
| 5 | 30 日 | 停止 | 一部 |

問 23 許可使用者の記帳義務に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 表示付認証機器の使用及び保管に関する事項
- B 放射性同位元素の使用、保管又は廃棄に関する事項
- C 放射線発生装置の使用に関する事項
- D 放射性同位元素によって汚染された物の廃棄に関する事項

1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ ④ BCDのみ 5 ABCDすべて

問 24 放射線の量の測定に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 70 マイクロメートル線量当量率が、1センチメートル線量当量率の10倍を超えるおそれがあったので、70 マイクロメートル線量当量率の測定を行った。
- B 密封されていない放射性同位元素を取り扱う施設であることから放射線の量の測定を、3月を超えない期間ごとに1回行った。
- C 37 ギガベクレルの密封された放射性同位元素を移動させて取り扱う施設であることから放射線の量の測定を、6月を超えない期間ごとに1回行った。
- D 密封された放射性同位元素を固定して使用し、しゃへい壁等の位置が一定していることから放射線の量の測定を、6月を超えない期間ごとに1回行った。

1 AとB 2 AとC ③ AとD 4 BとC 5 BとD

問 29 放射線障害予防規程に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素の運搬を委託された者は、委託された運搬を行う前に、放射線障害予防規程を作成し、文部科学大臣に届け出なければならない。
- B 許可廃棄業者は、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物の廃棄の業を開始する前に、放射線障害予防規程を作成し、文部科学大臣に届け出なければならない。
- C 表示付認証機器のみを販売しようとする者は、販売の業を開始する前に、放射線障害予防規程を作成し、文部科学大臣に届け出なければならない。
- D 届出販売業者は、放射線障害予防規程を変更したときは、変更の日から30日以内に、文部科学大臣に届け出なければならない。

1 AとB 2 AとC 3 BとC ④ BとD 5 CとD